

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>7-17 二輪車の制動装置</p> <p>7-17-1 装備要件</p> <p>(1) 二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車（最高速度 25km/h 以下の自動車及び 7-19 に規定する自動車を除く。）には、走行中の自動車が確実に安全に減速及び停止を行うことができ、かつ、平坦な舗装路面等で確実に当該自動車を停止状態に保持できるものとして、制動性能に関し、7-17-2 の基準に適合する独立に作用する 2 系統以上の制動装置を備えなければならない。（保安基準第 12 条第 1 項関係）</p> <p>(2) 二輪自動車（エンデューロ二輪自動車及びトライアル二輪自動車を除く。）の制動装置は、走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置を備えたものであること。（細目告示第 15 条第 4 項及び第 93 条第 4 項関係）</p> <p>7-17-2 性能要件</p> <p>7-17-2-1 テスタ等による審査</p> <p>9-3 の規定による。（細目告示第 93 条第 7 項関係）</p> <p>7-17-2-2 視認等による審査</p> <p>(1) 制動装置は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、(2) の基準に適合するものでなければならない。（細目告示第 15 条第 1 項関係、細目告示第 93 条第 1 項関係）</p> <p>(2) 制動装置は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。（細目告示第 15 条第 4 項関係、細目告示第 93 条第 4 項関係）</p> <p>① 制動装置は、堅ろうで運行に十分耐え、かつ、振動、衝撃、接触等により損傷を生じないように取付けられているものであり、次に掲げるものでないこと。</p> <p>ア ブレーキシステムの配管又はブレーキ・ケーブル（配管又はブレーキ・ケーブルを保護するため、配管又はブレーキ・ケーブルに保護部材を巻きつける等の対策を施してある場合の保護部材は除く。）であって、推進軸、排気管、タイヤ等と接触しているもの又は走行中に接触した痕跡があるもの若しくは接触するおそれがあるもの</p> <p>イ ブレーキシステムの配管又は接手部から、液漏れ又は空気漏れがあるもの</p> <p>ウ ブレーキ・ロッド又はブレーキ・ケーブルに損傷があるもの又はその連結部に緩みがあるもの</p> <p>エ ブレーキ・ロッド又はブレーキシステムの配管に溶接又は肉盛等の修理を行った部品（パイプを二重にして確実にろう付けした場合の銅製パイプを除く。）を使用しているもの</p> <p>オ ブレーキ・ホース又はブレーキ・パイプに損傷があるもの</p> <p>カ ブレーキ・ホースが著しくねじれて取付けられているもの</p>	<p>8-17 二輪車の制動装置</p> <p>8-17-1 装備要件</p> <p>(1) 二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車（最高速度 25km/h 以下の自動車及び 8-19 に規定する自動車を除く。）には、走行中の自動車が確実に安全に減速及び停止を行うことができ、かつ、平坦な舗装路面等で確実に当該自動車を停止状態に保持できるものとして、制動性能に関し、8-17-2 の基準に適合する独立に作用する 2 系統以上の制動装置を備えなければならない。（保安基準第 12 条第 1 項関係）</p> <p>(2) 二輪自動車（エンデューロ二輪自動車及びトライアル二輪自動車を除く。）の制動装置は、走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置を備えたものであること。（細目告示第 15 条第 4 項及び第 93 条第 4 項関係）</p> <p>8-17-2 性能要件</p> <p>8-17-2-1 テスタ等による審査</p> <p>(1) 9-3 の規定による。（細目告示第 171 条第 7 項関係）</p> <p>(2) 制動装置は、かじ取性能を損なわないで作用する構造及び性能を有するものであり、ブレーキの片ぎき等による横滑りをおこすことがないものでなければならない。</p> <p>なお、ブレーキ・テスタを用いて (1) の基準に適合している制動装置は、この基準に適合するものとする。（細目告示第 171 条第 4 項第 2 号関係）</p> <p>8-17-2-2 視認等による審査</p> <p>(1) 制動装置は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、(2) の基準に適合するものでなければならない。（細目告示第 171 条第 1 項関係）</p> <p>(2) 制動装置は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。（細目告示第 171 条第 4 項関係）</p> <p>① 制動装置は、堅ろうで運行に十分耐え、かつ、振動、衝撃、接触等により損傷を生じないように取付けられているものであり、次に掲げるものでないこと。（細目告示第 171 条第 4 項第 1 号関係）</p> <p>ア ブレーキシステムの配管又はブレーキ・ケーブル（配管又はブレーキ・ケーブルを保護するため、配管又はブレーキ・ケーブルに保護部材を巻きつける等の対策を施してある場合の保護部材は除く。）であって、推進軸、排気管、タイヤ等と接触しているもの又は走行中に接触した痕跡があるもの若しくは接触するおそれがあるもの</p> <p>イ ブレーキシステムの配管又は接手部から、液漏れ又は空気漏れがあるもの</p> <p>ウ ブレーキ・ロッド又はブレーキ・ケーブルに損傷があるもの又はその連結部に緩みがあるもの</p> <p>エ ブレーキ・ロッド又はブレーキシステムの配管に溶接又は肉盛等の修理を行った部品（パイプを二重にして確実にろう付けした場合の銅製パイプを除く。）を使用しているもの</p> <p>オ ブレーキ・ホース又はブレーキ・パイプに損傷があるもの</p> <p>カ ブレーキ・ホースが著しくねじれて取付けられているもの</p>

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>キ ブレーキ・ペダルに遊びがないもの又は床面とのすき間がないもの</p> <p>ク ブレーキ・レバーに遊びがないもの又は引き代のないもの</p> <p>ケ ブレーキ・レバーのラチェットが確実に作動しないもの又は損傷しているもの</p> <p>コ アからケに掲げるもののほか、堅ろうでないもの又は振動、衝撃、接触等により損傷を生じないように取付けられていないもの</p> <p>② 走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置を備えた自動車にあっては、当該装置が正常に作動しないおそれが生じたときにその旨を運転者席の運転者に警報する黄色警報装置を備えたものであること。</p> <p>③ 二輪自動車及び側車付二輪自動車（サイドカー型）に備える制動装置は、2個の独立した操作装置を有し、前車輪を含む車輪及び後車輪を含む車輪をそれぞれ独立に制動するものであること。</p> <p>④ 側車付二輪自動車（トライク型）及び三輪自動車に備える制動装置は、駐車制動装置並びに全ての車輪を制動する足動式の分配制動機能を有する主制動装置又は連動制動機能を有する主制動装置及び補助主制動装置を備えたものであること。</p> <p>ただし、連動制動機能を有する主制動装置にあっては、補助主制動装置に替えて、駐車制動装置を備えることができる。</p> <p>⑤ 液体の圧力により作動する主制動装置は、次に掲げるいずれかの構造を有するものであること。</p> <p>ア 制動液の液面のレベルを容易に確認できる透明若しくは半透明なリザーバ・タンク又はゲージを備えたもの</p> <p>イ 制動液が減少したときに、運転者席の運転者に警報する液面低下警報装置を備えたもの</p> <p>ウ その他制動液の液量がリザーバ・タンクのふたを開けずに容易に確認できるもの</p> <p>⑥ 分配制動機能を有する主制動装置は、制動装置が作動していないにもかかわらず制動液の液量が制動液のリザーバ・タンクの容量の半分の量以下となった場合に、運転者席の運転者に視覚的に警報する赤色警報装置を備えたものであること。</p> <p>⑦ 7-12-1-2 (1) 又は 7-12-1-2 (2) が適用される自動車のテルテールの識別表示のうち、次に掲げる表示が継続して点灯しているものでないこと。</p> <div style="text-align: center;"> <p>【表示】 </p> </div> <p>7-17-2-3 書面等による審査</p> <p>(1) 制動装置は、走行中の自動車の減速及び停止、停止中の自動車の停止状態の保持等に係る制動性能に関し、書面その適切な方法により審査したときに、(2) 及び (3) の基準に適合するものでなければならない。(細目告示第 15 条関係、細目告示第 93 条第 1 項関係)</p> <p>(2) 制動装置は、UN R78-05 の 5. 及び 6. に定める基準に適合するものでなければならない。</p>	<p>キ ブレーキ・ペダルに遊びがないもの又は床面とのすき間がないもの</p> <p>ク ブレーキ・レバーに遊びがないもの又は引き代のないもの</p> <p>ケ ブレーキ・レバーのラチェットが確実に作動しないもの又は損傷しているもの</p> <p>コ アからケに掲げるもののほか、堅ろうでないもの又は振動、衝撃、接触等により損傷を生じないように取付けられていないもの</p> <p>② 走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置を備えた自動車にあっては、当該装置が正常に作動しないおそれが生じたときにその旨を運転者席の運転者に警報する黄色警報装置を備えたものであること。(細目告示第 171 条第 4 項第 1 号関係)</p> <p>③ 分配制動機能を有する主制動装置は、制動装置が作動していないにもかかわらず制動液の液量が制動液のリザーバ・タンクの容量の半分の量以下となった場合に、運転者席の運転者に視覚的に警報する赤色警報装置を備えたものであること。(細目告示第 171 条第 4 項第 5 号関係)</p> <p>④ 7-12-1-2 (1) 又は 7-12-1-2 (2) が適用される自動車のテルテールの識別表示のうち、次に掲げる表示が継続して点灯しているものでないこと。</p> <div style="text-align: center;"> <p>【表示】 </p> </div>

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>この場合において、指定自動車等（使用の過程にある自動車を除く。）以外の二輪自動車及び側車付二輪自動車であって、UN R78-05 附則3の「3. 乾燥状態での停止テスト—単一のサービスブレーキコントロールを作動」及び「4. 乾燥状態での停止テスト—全てのサービスブレーキコントロールを作動」の基準に適合するものは、「5. 高速テスト」の基準に適合するものとして取扱うものとする。</p> <p>(3) 走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置は、UN R78-05 附則3の9. に適合するものであること。</p> <p>(4) 次に掲げる制動装置であって、その機能を損なうおそれのある改造、損傷等のないものは、(2) の基準に適合するものとする。(細目告示第93条第4項関係)</p> <p>① 指定自動車等（7-17 に規定する自動車に限る。）に備えられている制動装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた制動装置。</p> <p>② 法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている制動装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている制動装置又はこれに準ずる性能を有する制動装置</p> <p>③ 法第75条の3第1項の規定に基づく装置の指定を受けた制動装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた制動装置又はこれに準ずる性能を有する制動装置</p> <p>7-17-3 欠番 7-17-4 適用関係の整理</p> <p>(1) 平成11年6月30日以前に製作された自動車（平成9年10月1日以降の型式指定自動車を除く。）については、7-17-5（従前規定の適用①）の規定を適用する。（適用関係告示第9条第5項第6号関係）</p> <p>(2) 平成15年12月31日以前に製作された自動車については、7-17-6（従前規定の適用②）の規定を適用する。（適用関係告示第9条第1項第3号関係）</p> <p>(3) 次に掲げる二輪自動車及び側車付二輪自動車については、7-17-7（従前規定の適用③）の規定を適用する。（適用関係告示第9条第12項関係）</p> <p>① 平成21年6月17日以前に製作された自動車</p> <p>② 平成21年6月18日から平成23年6月17日までに製作された自動車（平成21年6月18日以降の型式指定自動車を除く。）</p> <p>③ 平成21年6月18日以降の型式指定自動車であって、平成23年6月17日以前に製作された自動車（平成19年6月28日以前の型式指定自動車と種別、車体の外形、燃料の種類、動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、走行装置の種類及び主要構造、操縦装置の種類及び主要構造、懸架装置の種類及び主要構造、車枠並びに主制動装置の構造が同一である自動車に限る。）</p> <p>(4) 次に掲げる自動車については、7-17-8（従前規定の適用④）の規定を適用する。（適用関係告示第9条第47項、第51項関係）</p> <p>① 令和3年9月30日以前に製作された自動車（平成30年10月1日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車を除く。）</p>	<p>(3) 制動装置の機能を損なうおそれのある改造、損傷等のないものは、(2) の基準に適合するものとする。</p> <p>8-17-3 欠番 8-17-4 適用関係の整理</p> <p>第8章において、「書面等による審査」に係る規定については、適用しない。</p> <p>(1) 平成11年6月30日以前に製作された自動車（平成9年10月1日以降の型式指定自動車を除く。）については、8-17-5（従前規定の適用①）の規定を適用する。（適用関係告示第9条第5項第6号関係）</p> <p>(2) 平成15年12月31日以前に製作された自動車については、8-17-6（従前規定の適用②）の規定を適用する。（適用関係告示第9条第1項第3号関係）</p> <p>(3) 次に掲げる二輪自動車及び側車付二輪自動車については、8-17-7（従前規定の適用③）の規定を適用する。（適用関係告示第9条第12項関係）</p> <p>① 平成21年6月17日以前に製作された自動車</p> <p>② 平成21年6月18日から平成23年6月17日までに製作された自動車（平成21年6月18日以降の型式指定自動車を除く。）</p> <p>③ 平成21年6月18日以降の型式指定自動車であって、平成23年6月17日以前に製作された自動車（平成19年6月28日以前の型式指定自動車と種別、車体の外形、燃料の種類、動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、走行装置の種類及び主要構造、操縦装置の種類及び主要構造、懸架装置の種類及び主要構造、車枠並びに主制動装置の構造が同一である自動車に限る。）</p> <p>(4) 次に掲げる自動車については、8-17-8（従前規定の適用④）の規定を適用する。（適用関係告示第9条第47項、第51項関係）</p> <p>① 令和3年9月30日以前に製作された自動車（平成30年10月1日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車を除く。）</p>

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>② 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において、発行後 11 月を経過していないものに限る。）の発行日が令和 3 年 9 月 30 日以前のもの</p> <p>③ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載されている保安基準適用年月日が令和 3 年 9 月 30 日以前のもの [テルテール：UN R121 又は UN R60 適用前]</p> <p>(5) 平成 29 年 6 月 30 日以前に製作された二輪自動車については、7-17-9（従前規定の適用⑤）の規定を適用する。（適用関係告示第 9 条第 47 項、第 50 項関係）</p> <p>(6) 次に掲げる自動車については、7-17-10（従前規定の適用⑥）の規定を適用する。（適用関係告示第 9 条第 57 項関係）</p> <p>① 令和 5 年 8 月 31 日以前に製作された自動車</p> <p>② 令和 5 年 9 月 1 日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの</p> <p>ア 令和 5 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、多仕様自動車又は輸入自動車特別取扱自動車</p> <p>イ 指定自動車等以外の自動車</p> <p>③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において、発行後 11 月を経過していないものに限る。）の発行日が令和 5 年 8 月 31 日以前のもの</p> <p>④ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載されている保安基準適用年月日が令和 5 年 8 月 31 日以前のもの</p> <p>7-17-5 従前規定の適用①</p> <p>平成 11 年 6 月 30 日以前に製作された自動車（平成 9 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車を除く。）については、7-18「大型特殊自動車等の制動装置」の基準（二輪自動車にあつては 7-18-14-2-1 (2) ④、7-18-14-2-2②、7-18-14-2-3 (2) 及び (3) に係る部分を除き、側車付二輪自動車及び三輪自動車にあつては 7-18-14-2-2②及び 7-18-14-2-3 (2) に係る部分を除く。）に適合するものであればよい。（適用関係告示第 9 条第 5 項第 6 号関係）</p> <p>7-17-6 従前規定の適用②</p> <p>平成 15 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 9 条第 1 項第 3 号関係）</p> <p>7-17-6-1 装備要件</p> <p>自動車には、次の基準に適合する 2 系統以上の制動装置を備えなければならない。</p> <p>7-17-6-2 性能要件</p> <p>7-17-6-2-1 テスタ等による審査</p> <p>(1) 9-3 の規定による。</p> <p>(2) 制動装置は、かじ取性能を損なわないで作用する構造及び性能を有するものでなければならない。</p> <p>なお、ブレーキ・テスタを用いて (1) の基準に適合している制動装置は、この基準に適合するものとする。</p> <p>7-17-6-2-2 視認等による審査</p> <p>制動装置は、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>① 制動装置は、7-15-7-2-2①及び④の基準に適合すること。</p> <p>② 主制動装置は、2 個の独立した操作装置を有し、1 個により前車輪を含む車輪を制動し、他の 1 個により後車</p>	<p>② 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載されている保安基準適用年月日が令和 3 年 9 月 30 日以前のもの [テルテール：UN R121 又は UN R60 適用前]</p> <p>(5) 平成 29 年 6 月 30 日以前に製作された二輪自動車については、8-17-9（従前規定の適用⑤）の規定を適用する。（適用関係告示第 9 条第 47 項、第 50 項関係）</p> <p>(6) 次に掲げる自動車については、8-17-10（従前規定の適用⑥）の規定を適用する。（適用関係告示第 9 条第 57 項関係）</p> <p>① 令和 5 年 8 月 31 日以前に製作された自動車</p> <p>② 令和 5 年 9 月 1 日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの</p> <p>ア 令和 5 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、多仕様自動車又は輸入自動車特別取扱自動車</p> <p>イ 指定自動車等以外の自動車</p> <p>③ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載されている保安基準適用年月日が令和 5 年 8 月 31 日以前のもの</p> <p>8-17-5 従前規定の適用①</p> <p>7-17-5 の規定を適用する。</p> <p>8-17-6 従前規定の適用②</p> <p>7-17-6 の規定を適用する。</p>

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)						
<p>輪を含む車輪を制動すること。 この場合において、7-15-7-2-1 (2) ②後段の規定を準用する。 ただし、側車付二輪自動車（トライク型）であって、1個の操作装置により全ての車輪を制動する主制動装置を有するものにあつては、この限りでない。</p> <p>③ 液体の圧力により作動する主制動装置は、制動液の液量が容易に確認できる構造であること。 この場合において「制動液の液量が容易に確認できる構造」とは、制動液の液量がリザーバ・タンクのふたを開けず容易に確認できるものをいい、次の各号に掲げるものはこれに適合するものとする。</p> <p>ア 制動液のリザーバ・タンクが透明又は半透明であるもの イ 制動液の液面のレベルを確認できるゲージを備えたもの ウ 制動液が減少した場合、運転者席の運転者に警報する液面低下警報装置を備えたもの</p> <p>7-17-6-2-3 書面等による審査</p> <p>(1) 制動装置は、平成19年6月29日付け国土交通省告示第854号による改正前の細目告示別添13「二輪車の制動装置の技術基準」に定める基準に適合するものでなければならない。 この場合において、指定自動車等（使用の過程にある自動車を除く。）以外の二輪自動車及び側車付二輪自動車であつて、同技術基準の4.2.1.常温時制動試験の基準に適合するものは、4.2.2.常温時高速制動試験の基準に適合するものとして取扱うものとする。</p> <p>(2) (1) に掲げる基準に適合している制動装置は、次の基準に適合するものとする。</p> <p>① 制動装置は、7-15-7-2-3 (2) ②の基準に適合すること。 ② 主制動装置は、乾燥した平坦な舗装路面で、ア及びイの計算式に適合する制動能力を有すること。 この場合において、運転者の操作力は、足動式のものにあつては350N以下、手動式のものにあつては200N以下とする。 また、指定自動車等以外の二輪自動車及び側車付二輪自動車であつてアの基準に適合するものは、イの基準に適合するものとして取扱うものとする。</p> <p>ア $S_1 \leq 0.1V_1 + \alpha V_1^2$ この場合において、原動機と走行装置の接続は断つこととし、 S_1は、停止距離（単位：m） V_1は、制動初速度（その自動車の最高速度の90%の速度とする。ただし、最高速度の90%の速度が60km/hを超える自動車にあつては、60とする。）（単位：km/h） αは、次の表の左欄に掲げる自動車の種別に応じ、同表の中欄に掲げる制動装置の作動状態において、同表の右欄に掲げる値とする。</p> <table border="1" data-bbox="263 1944 782 2016"> <thead> <tr> <th>自動車の種別</th> <th>制動装置の作動状態</th> <th>α</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	自動車の種別	制動装置の作動状態	α				
自動車の種別	制動装置の作動状態	α					

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査			第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)		
1個の操作装置で前輪及び後輪の制動装置を作動させることができない二輪自動車	前輪の制動装置のみを作動させる場合	0.0087			
	後輪の制動装置のみを作動させる場合	0.0133			
	前輪又は後輪の制動装置を作動させる場合	0.0105			
	主たる操作装置により前輪及び後輪の制動装置を作動させる場合	0.0076			
	主たる操作装置以外の操作装置により前輪のみ、後輪のみ又は前輪及び後輪の制動装置を作動させる場合	0.0154			
1個の操作装置で前輪及び後輪の制動装置を作動させることができる二輪自動車	主たる操作装置により前輪及び後輪の制動装置を作動させる場合	0.0071			
	主たる操作装置以外の操作装置により前輪のみ、後輪のみ又は前輪及び後輪の制動装置を作動させる場合	0.0154			
1個の操作装置で前輪及び後輪の制動装置を作動させることができる側車付二輪自動車	主たる操作装置により前輪及び後輪の制動装置を作動させる場合	0.0071			
	主たる操作装置以外の操作装置により前輪のみ、後輪のみ又は前輪及び後輪の制動装置を作動させる場合	0.0154			
<p>イ $S_2 \leq 0.1V_2 + 0.0067V_2^2$ S_2 は、停止距離 (単位: m) V_2 は、制動初速度 (その自動車の最高速度の 80% の速度とする。ただし、最高速度の 80% の速度が 160km/h を超える自動車にあっては、160 とする。) (単位: km/h)</p> <p>③ 主制動装置は、雨水の付着等により、その制動効果に著しい支障を生じないものであること。</p> <p>④ 主制動装置を除く制動装置を備える自動車にあっては、当該制動装置 (主制動装置を除く制動装置を 2 系統以上備える場合にはうち 1 系統) は、乾燥した 50 分の 9 こう配の舗装路面で、機械的作用により停止状態に保持できる性能を有すること。 この場合において、運転者の操作力は、足動式のものにあっては 500N 以下、手動式のものにあっては 400N 以下とする。</p> <p>(3) 指定自動車等 (7-17 に規定する自動車に限る。) に備えられている制動装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた制動装置又はこれに準ずる性能を有する制動装置であって、その機能を損なうおそれのある改造、損傷等のないものは、(1) の基準に適合するものとする。</p>					
7-17-7 従前規定の適用③			8-17-7 従前規定の適用③		

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>次に掲げる二輪自動車及び側車付二輪自動車は、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第9条第12項関係)</p> <p>① 平成21年6月17日以前に製作された自動車</p> <p>② 平成21年6月18日から平成23年6月17日までに製作された自動車(平成21年6月18日以降の型式指定自動車を除く。)</p> <p>③ 平成21年6月18日以降の型式指定自動車であって、平成23年6月17日以前に製作された自動車(平成19年6月28日以前の型式指定自動車と種別、車体の外形、燃料の種類、動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、走行装置の種類及び主要構造、操縦装置の種類及び主要構造、懸架装置の種類及び主要構造、車枠並びに主制動装置の構造が同一である自動車に限る。)</p> <p>7-17-7-1 装備要件 二輪自動車及び側車付二輪自動車には、次の基準に適合する2系統以上の制動装置を備えなければならない。</p> <p>7-17-7-2 性能要件</p> <p>7-17-7-2-1 テスタ等による審査</p> <p>(1) 9-3の規定による。</p> <p>(2) 制動装置は、かじ取性能を損なわないで作用する構造及び性能を有するものであり、ブレーキの片ぎき等による横滑りをおこすことがないものでなければならない。 なお、ブレーキ・テスタを用いて(1)の基準に適合している制動装置は、この基準に適合するものとする。</p> <p>7-17-7-2-2 視認等による審査</p> <p>(1) 制動装置は、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>① 制動装置は、7-15-9-2-2①及び④の基準に適合すること。</p> <p>② 主制動装置は、2個の独立した操作装置を有し、1個により前車輪を含む車輪を制動し、他の1個により後車輪を含む車輪を制動すること。 この場合において、7-15-9-2-1(2)②後段の規定を準用する。 ただし、側車付二輪自動車(トライク型)に備える主制動装置であって、1個の操作装置により全ての車輪を制動するものにあつては、この限りでない。</p> <p>③ 液体の圧力により作動する主制動装置は、制動液の液量がリザーバ・タンクのふたを開けず容易に確認できるよう、次に掲げるいずれかの構造を有するものであること。</p> <p>ア 制動液のリザーバ・タンクが透明又は半透明であるもの</p> <p>イ 制動液の液面のレベルを確認できるゲージを備えたもの</p> <p>ウ 制動液が減少した場合、運転者席の運転者に警報する液面低下警報装置を備えたもの</p> <p>エ アからウまでに掲げるもののほか、制動液の液量がリザーバ・タンクのふたを開けず容易に確認できるもの</p> <p>7-17-7-2-3 書面等による審査</p> <p>(1) 制動装置は、平成19年6月29日付け国土交通省告示第854号による改正前の細目告示別添13「二輪車の制動装置の技術基準」に定める基準に適合するものでなければなら</p>	<p>7-17-7の規定を適用する。</p>

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>ない。</p> <p>この場合において、指定自動車等（使用の過程にある自動車を除く。）以外の二輪自動車及び側車付二輪自動車であって、同技術基準の 4.2.1. 常温時制動試験の基準に適合するものは、4.2.2. 常温時高速制動試験の基準に適合するものとして取扱うものとする。</p> <p>(2) (1) に掲げる基準に適合している制動装置は、次の基準に適合するものとする。</p> <p>① 制動装置は、7-15-9-2-3 (2) ①の基準に適合すること。</p> <p>② 主制動装置は、雨水の付着等により、その制動効果に著しい支障を生じないものであること。</p> <p>(3) 指定自動車等（7-17 に規定する自動車に限る。）に備えられている制動装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた制動装置又はこれに準ずる性能を有する制動装置であって、その機能を損なうおそれのある改造、損傷等のないものは、(2) の基準に適合するものとする。</p> <p>7-17-8 従前規定の適用④</p> <p>次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第9条第47項、第51項関係）</p> <p>① 令和3年9月30日以前に製作された自動車（平成30年10月1日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車を除く。）</p> <p>② 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において、発行後11月を経過していないものに限る。）の発行日が令和3年9月30日以前のもの</p> <p>③ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載されている保安基準適用年月日が令和3年9月30日以前のもの</p> <p>7-17-8-1 装備要件</p> <p>二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車（最高速度25km/h以下の自動車及び7-19に規定する自動車を除く。）には、走行中の自動車が確実に安全に減速及び停止を行うことができ、かつ、平坦な舗装路面等で確実に当該自動車を停止状態に保持できるものとして、制動性能に関し、7-17-8-2の基準に適合する独立に作用する2系統以上の制動装置を備えなければならない。</p> <p>7-17-8-2 性能要件</p> <p>7-17-8-2-1 テスタ等による審査</p> <p>9-3の規定による。</p> <p>7-17-8-2-2 視認等による審査</p> <p>(1) 制動装置は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、(2)の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(2) 制動装置は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p> <p>① 制動装置は、堅ろうで運行に十分耐え、かつ、振動、衝撃、接触等により損傷を生じないように取付けられているものであり、次に掲げるものでないこと。</p> <p>ア ブレーキシステムの配管又はブレーキ・ケーブル（配管又はブレーキ・ケーブルを保護するため、配管又はブレーキ・ケーブルに保護部材を巻きつける等の対策を施してある場合の保護部材は除く。）であって、推進軸、排気管、タイヤ等と接</p>	<p>8-17-8 従前規定の適用④</p> <p>7-17-8の規定を適用する。</p>

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>触しているもの又は走行中に接触した痕跡があるもの若しくは接触するおそれがあるもの</p> <p>イ ブレーキ系統の配管又は接手部から、液漏れ又は空気漏れがあるもの</p> <p>ウ ブレーキ・ロッド又はブレーキ・ケーブルに損傷があるもの又はその連結部に緩みがあるもの</p> <p>エ ブレーキ・ロッド又はブレーキ系統の配管に溶接又は肉盛等の修理を行った部品（パイプを二重にして確実にろう付けした場合の銅製パイプを除く。）を使用しているもの</p> <p>オ ブレーキ・ホース又はブレーキ・パイプに損傷があるもの</p> <p>カ ブレーキ・ホースが著しくねじれて取付けられているもの</p> <p>キ ブレーキ・ペダルに遊びがないもの又は床面とのすき間がないもの</p> <p>ク ブレーキ・レバーに遊びがないもの又は引き代のないもの</p> <p>ケ ブレーキ・レバーのラチェットが確実に作動しないもの又は損傷しているもの</p> <p>コ アからケに掲げるもののほか、堅ろうでないもの又は振動、衝撃、接触等により損傷を生じないように取付けられていないもの</p> <p>② 走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置を備えた自動車にあっては、当該装置が正常に作動しないおそれが生じたときにその旨を運転者席の運転者に警報する黄色警報装置を備えたものであること。</p> <p>③ 二輪自動車及び側車付二輪自動車（サイドカー型）に備える制動装置は、2個の独立した操作装置を有し、前車輪を含む車輪及び後車輪を含む車輪をそれぞれ独立に制動するものであること。</p> <p>④ 側車付二輪自動車（トライク型）及び三輪自動車に備える制動装置は、駐車制動装置並びに全ての車輪を制動する足動式の分配制動機能を有する主制動装置又は連動制動機能を有する主制動装置及び補助主制動装置を備えたものであること。</p> <p>ただし、連動制動機能を有する主制動装置にあっては、補助主制動装置に替えて、駐車制動装置を備えることができる。</p> <p>⑤ 液体の圧力により作動する主制動装置は、次に掲げるいずれかの構造を有するものであること。</p> <p>ア 制動液の液面のレベルを容易に確認できる透明若しくは半透明なリザーバ・タンク又はゲージを備えたもの</p> <p>イ 制動液が減少したときに、運転者席の運転者に警報する液面低下警報装置を備えたもの</p> <p>ウ その他制動液の液量がリザーバ・タンクのふたを開けなくて容易に確認できるもの</p> <p>⑥ 分配制動機能を有する主制動装置は、制動装置が作動していないにもかかわらず制動液の液量が制動液のリザーバ・タンクの容量の半分の量以下となった場合に、運転者席の運転者に視覚的に警報する赤色警報装置を備えたものであること。</p> <p>7-17-8-2-3 書面等による審査</p>	

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>(1) 制動装置は、走行中の自動車の減速及び停止、停止中の自動車の停止状態の保持等に係る制動性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、(2) 及び (3) の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(2) 制動装置は、UN R78-03-S1、S2 又は S3 の 5. 及び 6. に定める基準に適合するものでなければならない。</p> <p>この場合において、指定自動車等（使用の過程にある自動車を除く。）以外の二輪自動車及び側車付二輪自動車であって、UN R78-03-S1、S2 又は S3 の附則 3 の「3. 乾燥状態での停止テスト—単一のサービスブレーキコントロールを作動」及び「4. 乾燥状態での停止テスト—全てのサービスブレーキコントロールを作動」の基準に適合するものは、「5. 高速テスト」の基準に適合するものとして取扱うものとする。</p> <p>(3) 走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置は、UN R78-03-S1、S2 又は S3 の附則 3 の 9. に適合するものであること。</p> <p>(4) 次に掲げる制動装置であって、その機能を損なうおそれのある改造、損傷等のないものは、(2) の基準に適合するものとする。</p> <p>① 指定自動車等（7-17 に規定する自動車に限る。）に備えられている制動装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた制動装置</p> <p>② 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている制動装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている制動装置又はこれに準ずる性能を有する制動装置</p> <p>③ 法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づく装置の指定を受けた制動装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた制動装置又はこれに準ずる性能を有する制動装置</p> <p>【テルテール：UN R121 又は UN R60 適用前】</p> <p>7-17-9 従前規定の適用⑤</p> <p>平成 29 年 6 月 30 日以前に製作された二輪自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 9 条第 47 項、第 50 項関係）</p> <p>7-17-9-1 装備要件</p> <p>7-17-8-1 に同じ。</p> <p>7-17-9-2 性能要件</p> <p>7-17-9-2-1 テスタ等による審査</p> <p>9-3 の規定による。</p> <p>7-17-9-2-2 視認等による審査</p> <p>(1) 7-17-8-2-2 (1) に同じ。</p> <p>(2) 制動装置は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p> <p>① 7-17-8-2-2 (2) ①に同じ。</p> <p>② 7-17-8-2-2 (2) ②に同じ。</p> <p>③ 7-17-8-2-2 (2) ③に同じ。</p> <p>④ 7-17-8-2-2 (2) ④に同じ。</p> <p>⑤ 7-17-8-2-2 (2) ⑤に同じ。</p> <p>⑥ 7-17-8-2-2 (2) ⑥に同じ。</p> <p>7-17-9-2-3 書面等による審査</p> <p>7-17-8-2-3 に同じ。</p> <p>7-17-10 従前規定の適用⑥</p>	<p>【テルテール：UN R121 又は UN R60 適用前】</p> <p>8-17-9 従前規定の適用⑤</p> <p>平成 29 年 6 月 30 日以前に製作された二輪自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 9 条第 47 項、第 50 項関係）</p> <p>8-17-9-1 装備要件</p> <p>8-17-1 に同じ。</p> <p>8-17-9-2 性能要件</p> <p>8-17-9-2-1 テスタ等による審査</p> <p>9-3 の規定による。</p> <p>8-17-9-2-2 視認等による審査</p> <p>(1) 8-17-2-2 (1) に同じ。</p> <p>(2) 制動装置は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。（細目告示第 171 条第 4 項関係）</p> <p>① 8-17-2-2 (2) ①に同じ。</p> <p>② 8-17-2-2 (2) ②に同じ。</p> <p>③ 8-17-2-2 (2) ③に同じ。</p> <p>(3) 8-17-2-2 (3) に同じ。</p> <p>8-17-10 従前規定の適用⑥</p>

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第9条第57項関係)</p> <p>① 令和5年8月31日以前に製作された自動車</p> <p>② 令和5年9月1日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの</p> <p>ア 令和5年8月31日以前の型式指定自動車、多仕様自動車又は輸入自動車特別取扱自動車</p> <p>イ 指定自動車等以外の自動車</p> <p>③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証(審査当日において、発行後11月を経過していないものに限る。)の発行日が令和5年8月31日以前のもの</p> <p>④ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載されている保安基準適用年月日が令和5年8月31日以前のもの</p> <p>7-17-10-1 装備要件</p> <p>(1) 二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車(最高速度25km/h以下の自動車及び7-19に規定する自動車を除く。)には、走行中の自動車が確実に安全に減速及び停止を行うことができ、かつ、平坦な舗装路面等で確実に当該自動車を停止状態に保持できるものとして、制動性能に関し、7-17-10-2の基準に適合する独立に作用する2系統以上の制動装置を備えなければならない。</p> <p>(2) 二輪自動車(エンデュアロ二輪自動車及びトライアル二輪自動車を除く。)の制動装置は、走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置を備えたものであること。</p> <p>7-17-10-2 性能要件</p> <p>7-17-10-2-1 テスタ等による審査</p> <p>9-3の規定による。</p> <p>7-17-10-2-2 視認等による審査</p> <p>(1) 制動装置は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、(2)の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(2) 制動装置は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p> <p>① 制動装置は、堅ろうで運行に十分耐え、かつ、振動、衝撃、接触等により損傷を生じないように取付けられているものであり、次に掲げるものでないこと。</p> <p>ア ブレーキ系統の配管又はブレーキ・ケーブル(配管又はブレーキ・ケーブルを保護するため、配管又はブレーキ・ケーブルに保護部材を巻きつける等の対策を施してある場合の保護部材は除く。)であって、推進軸、排気管、タイヤ等と接触しているもの又は走行中に接触した痕跡があるもの若しくは接触するおそれがあるもの</p> <p>イ ブレーキ系統の配管又は接手部から、液漏れ又は空気漏れがあるもの</p> <p>ウ ブレーキ・ロッド又はブレーキ・ケーブルに損傷があるもの又はその連結部に緩みがあるもの</p> <p>エ ブレーキ・ロッド又はブレーキ系統の配管に溶接又は肉盛等の修理を行った部品(パイプを二重にして確実にろう付けした場合の銅製パイプを除く。)を使用しているもの</p> <p>オ ブレーキ・ホース又はブレーキ・パイプに損傷</p>	<p>7-17-10の規定を適用する。</p>

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>があるもの</p> <p>カ ブレーキ・ホースが著しくねじれて取付けられているもの</p> <p>キ ブレーキ・ペダルに遊びがないもの又は床面とのすき間がないもの</p> <p>ク ブレーキ・レバーに遊びがないもの又は引き代のないもの</p> <p>ケ ブレーキ・レバーのラチェットが確実に作動しないもの又は損傷しているもの</p> <p>コ アからケに掲げるもののほか、堅ろうでないもの又は振動、衝撃、接触等により損傷を生じないように取付けられていないもの</p> <p>② 走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置を備えた自動車にあっては、当該装置が正常に作動しないおそれが生じたときにその旨を運転者席の運転者に警報する黄色警報装置を備えたものであること。</p> <p>③ 二輪自動車及び側車付二輪自動車（サイドカー型）に備える制動装置は、2個の独立した操作装置を有し、前車輪を含む車輪及び後車輪を含む車輪をそれぞれ独立に制動するものであること。</p> <p>④ 側車付二輪自動車（トライク型）及び三輪自動車に備える制動装置は、駐車制動装置並びに全ての車輪を制動する足動式の分配制動機能を有する主制動装置又は連動制動機能を有する主制動装置及び補助主制動装置を備えたものであること。</p> <p>ただし、連動制動機能を有する主制動装置にあっては、補助主制動装置に替えて、駐車制動装置を備えることができる。</p> <p>⑤ 液体の圧力により作動する主制動装置は、次に掲げるいずれかの構造を有するものであること。</p> <p>ア 制動液の液面のレベルを容易に確認できる透明若しくは半透明なリザーバ・タンク又はゲージを備えたもの</p> <p>イ 制動液が減少したときに、運転者席の運転者に警報する液面低下警報装置を備えたもの</p> <p>ウ その他制動液の液量がリザーバ・タンクのふたを開けないで容易に確認できるもの</p> <p>⑥ 分配制動機能を有する主制動装置は、制動装置が作動していないにもかかわらず制動液の液量が制動液のリザーバ・タンクの容量の半分の量以下となった場合に、運転者席の運転者に視覚的に警報する赤色警報装置を備えたものであること。</p> <p>⑦ 7-12-1-2 (1) 又は 7-12-1-2 (2) が適用される自動車のテルテールの識別表示のうち、次に掲げる表示が継続して点灯しているものでないこと。</p> <p style="text-align: center;">   </p> <p>【表示】</p> <p>7-17-10-2-3 書面等による審査</p> <p>(1) 制動装置は、走行中の自動車の減速及び停止、停止中の自動車の停止状態の保持等に係る制動性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、(2) 及び (3) の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(2) 制動装置は、UN R78-04-S1 の 5. 及び 6. に定める基準に</p>	

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>適合するものでなければならない。</p> <p>この場合において、指定自動車等（使用の過程にある自動車を除く。）以外の二輪自動車及び側車付二輪自動車であって、UN R78-04-S1 附則 3 の「3. 乾燥状態での停止テストー単一のサービスブレーキコントロールを作動」及び「4. 乾燥状態での停止テストー全てのサービスブレーキコントロールを作動」の基準に適合するものは、「5. 高速テスト」の基準に適合するものとして取扱うものとする。</p> <p>(3) 走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置は、UN R78-04-S1 附則 3 の 9. に適合するものであること。</p> <p>(4) 次に掲げる制動装置であって、その機能を損なうおそれのある改造、損傷等のないものは、(2) の基準に適合するものとする。</p> <p>① 指定自動車等（7-17 に規定する自動車に限る。）に備えられている制動装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた制動装置。</p> <p>② 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている制動装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている制動装置又はこれに準ずる性能を有する制動装置</p> <p>③ 法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づく装置の指定を受けた制動装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた制動装置又はこれに準ずる性能を有する制動装置</p>	